

## 保険薬局に係る厚生労働大臣が定める揭示事項

### ■保険薬局である旨

当薬局は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて調剤を行う「保険薬局」です。「保険薬局」とは、薬剤師が健康保険を使って調剤を行うほか、一般薬の販売も行っている薬局です（一般薬には健康保険は適用されません）。

### ■調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項

当薬局では、患者さまごとに作成した薬剤服用歴などをもとに、以下のサービスを提供しています。

#### 重複投薬、相互作用、薬物アレルギーの確認

処方された薬について、重複投薬や薬の相互作用、薬物アレルギーを確認した上で、薬剤情報提供文書を通じて情報を提供し、基本的な説明を行っています。

#### 服薬状況の確認と説明

薬剤服用歴を参照しながら、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の状況などを把握し、処方された薬の適正使用のために必要な説明を行っています。

#### 継続的なフォローアップ

薬剤交付後も、患者さまの服薬状況や体調の変化を継続的に確認し、必要に応じて指導を行っています。

### ■調剤報酬点数について

調剤報酬点数表（別表）

### ■明細書の発行状況

当薬局では、医療の透明性を高め、患者さまへ情報提供を積極的に行うために、領収書発行時に「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない場合は、事前にお申し出ください。

### ■個人情報の取扱いについて

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取り扱いに関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。

#### 当薬局における調剤サービスの提供

医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握

（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）

病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携

病院、診療所などからの照会への回答

家族などへの薬に関する説明

医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）

薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など

調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

当薬局内で行う症例研究

当薬局内で行う薬学生への薬局実務実習

外部監査機関への情報提供

### ■後発医薬品調剤体制加算について

当薬局では、後発品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算を処方箋受付1回につき算定しております。

先発医薬品を希望される患者様はスタッフにお申し出下さい。

※処方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合がございます。必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんのでご了承下さい。

### ■地域支援体制加算について

以下の基準を満たす薬局は地域支援体制加算1~4のいずれかを算定しております。

1200品目以上の医薬品の備蓄

他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通

医療材料・衛生材料の供給体制

麻薬小売業者の免許

集中度85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が50%以上

当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制

診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制

保険医療・福祉サービス担当者との連携体制

在宅患者に対する薬学管理・指導の実績（薬局あたり年24回以上）

在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等

医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集

プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み

副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備

かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出

管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍）

薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）

患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制

要指導医薬品・一般用医薬品の販売（48薬効群）・緊急避妊薬の備蓄

健康相談の取り組み

敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

### ■医療DX推進体制整備加算（・医療情報取得加算）に関する事項

当薬局では、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認に対応しています。オンライン資格確認システムを通じて、患者さまの診療情報や薬剤情報を取得し、調剤や服薬指導などに活用しています。また、電子処方箋の情報提供サービスを活用し、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）に関わる取り組みを実施しています。マイナンバーカードの健康保険証利用を促進するこ

とで、質の高い医療の提供に努めています。

### ■連携強化加算に関する事項

以下の基準を満たしています。

#### 第二種指定医療機関の指定

感染症や災害発生時の体制整備および周知

感染症や災害発生時の手順書作成および職員との共有

被災状況に応じた研修および地域協議会、研修、訓練等への参加計画・実施

被災状況に応じた医薬品、衛生材料、検査キット等の備蓄および提供体制の整備

自治体からの要請に応じた人員派遣の協力体制の整備

オンライン服薬指導およびセキュリティー対策の整備

要指導医薬品・一般用医薬品・検査キットの取り扱い

### ■在宅薬学総合体制加算について

当薬局では在宅医療の充実に向け注力しており、開局時間外であっても在宅患者の体調急変に対応できる体制を整えています。在宅患者の皆様には規定の調剤報酬点数表に従い在宅薬学総合体制加算を処方箋受付1回につき算定しております。

### ■無菌製剤処理加算について

おがの薬局、道生薬局（有限会社秩父薬剤師会調剤センター）は2人以上の薬剤師（1名以上が常勤の保険薬剤師）が勤務し、クリーンベンチを備えております。注射等の無菌的な調剤を行なう際に算定いたします。

### ■在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算について

おがの薬局、道生薬局（有限会社秩父薬剤師会調剤センター）は麻薬小売業者の免許及び高度管理医療機器等販売業の許可を受けています。

医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者に対して、注入ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。

### ■在宅中心静脈栄養法加算について

おがの薬局、道生薬局（有限会社秩父薬剤師会調剤センター）は高度管理医療機器等販売業の許可を受けています。

在宅中心静脈栄養法が行われている患者に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。

### ■かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料について

以下の基準を満たす薬剤師が、患者様の同意を得て算定いたします。

保険薬剤師の経験3年以上

週32時間以上の勤務

当薬局へ1年以上在籍

## 研修認定薬剤師の取得

### 医療に係る地域活動の取組への参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

## ■在宅患者訪問薬剤管理指導料（医療保険の方）・居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費（介護保険の方）について

在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。その際に算定いたします。なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

## ■保険外負担について

特になし

## ■長期収載品の選定療養について

2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品（特許期間を終了した医薬品）を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」の負担が発生します。

## 介護保険関係

### ■居宅療養管理指導

通院が困難な患者さまに対し、ご自宅へお伺いして、お薬のお届けと服薬指導、管理のお手伝いをさせていただきます。短い期間のご利用も可能ですので、お気軽にご相談ください。 ※医師の了解と指示が必要となります。事前にご相談ください。

### ■介護保険 ・居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

同一建物居住者以外：518 単位/回

同一建物居住者：379 単位/回(2-9 人)、342 単位/回(10 人以上)

※1 単位=10 円 10 単位=10 円（1 割負担） 30 円（3 割負担）

自己負担率や地域により金額が異なることがあります。

### ■医療保険 ・在宅患者訪問薬剤管理指導

同一建物居住者以外：650 点/回

同一建物居住者：320 点/回(2-9 人)、290 点/回(10 人以上)